

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の委託業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 市場条例及び漁港条例に基づき指定管理者が行う業務内容の理解と運用の考え方

民間の指定管理者が公の県営施設を所管することの重要性、責任を自覚し、条例、規則等を順守し高い志を持って正確な業務運営を図ることが基本と考えます。

特にこの5年間は高度衛生管理型市場への整備事業が大きく進展し、それに伴い業務内容も大きく変化すると共に業務量も増大しました。従来に増して衛生管理が求められる環境となりましたが、それと軌を一にするかのように新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の事態が発生し、市場開設者である鳥取県との連携の重要性が更に増しました。今後も整備事業は継続し衛生管理の領域も拡大していく状況のなか鳥取県及び関係者の連携を重視して取組む考えです。

(2) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者を希望する理由

平成21年4月より当社は指定管理者として施設の管理運営を開始し、今年度で15年となります。この間、民間会社としての機動力を發揮し、市場・漁港施設の管理運営面、修繕面、衛生・環境美化面等注意力を高めて迅速な対応を心掛けてきました。また、関係者の利用において安全面、衛生面、機能面、施設利用面、環境美化面等で問題ないか、関係者の利用に支障はないかという観点を常に職員全員が持ち、前倒しでの対応にも注力して参りました。

今までの実績で蓄積されたノウハウは今後も貴重な財産として引き続き有用なものと考えます。組織運営においては中立・公平・公正を旨としていますが、卸業者3者が設立した会社ということもあり市場関係者とも適切かつ良好な関係が築けています。これはある意味人的財産と言えるもので一朝一夕に築けるものではないものです。関係者からは様々な要望、ご意見を頂いておりますがその窓口的な役割も果たしているものと考えています

また、県との関係においても水産事務所を中心に密接なコミュニケーションが図られており、どちらかが一方的な議論をするということではなく、相互が適切な議論をする環境が構築されています。ソフト、ハード両面でお互いの意思疎通を図り、今まで指定管理者としての経験を基に提言に心掛けてきました。今後も引き続き県との密接な連携が十分に図

られるものと考えています。

次期指定管理 5 年間の指名を受けるべく、当社の組織を全力を上げて臨む覚悟であり、市場関係者及び県との連携もさらに強化して対応して行く考えですので、引き続き指定管理者としての指名を希望します。

（3）管理運営の方針

①設置目的（公の施設）の理解・認識

委託業務を遂行するに当たり、公の施設であることを十分に認識し、設置目的を理解のうえ管理運営を行います。

境港市場の設置目的

「卸売市場を整備し、生鮮水産物等の取引の適正化とその流通等の円滑化により、水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図ることを目的とする」。

市場関係者が、安全かつ衛生的、機能的な環境の下で活動できるよう施設の適切な管理運営を図り、部外者進入禁止、衛生面での問題行為禁止等条例上の規制、或は自主的ルール等の順守を徹底するよう管理運営することが、設置目的に合致するものと考えます。

また、市場整備で衛生面に係る重要な設備が設けられこれ等が確実に機能するよう適切に管理することが重要と考えています。

境漁港の設置目的

「漁港の根拠地となる施設を設置し、もって水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図ることを目的とする」。

水揚げ岸壁及び休けい用岸壁の適切な管理、係船の適切な運用調整等を図り、漁業者の利用に支障がないよう管理運営することが、設置目的に合致するものと考えます。

漁港の運営は施設、設備の維持管理と違い人的要素が多く関係者、特に漁業者、漁業団体との連携が重要と考えています。

②法令等の遵守

指定管理者として委託業務を遂行するに当たり、あらゆる関係法令を遵守します。

職員全員が共通のレベルで遵守する体制を構築し、その指導・教育を徹底していきます。

③県との連携確保

公の施設を委託管理するということは非常に責任が重いものであり、独断、独り善がりの運営は厳に慎まなければなりません。些細なことも含め、常に県との連携を確

保する姿勢は大事であり、また指定管理者の考えも表明し常日頃からコミュニケーションを図り、良好なパートナーシップで問題解決に当たりたいと考えます。

市場で働く人は多岐に亘り必ずしも県の方針や指定管理者の考えがすんなり受け入れられるものではありません。より良い答えを出すべく県と連携して知恵を出していく必要があります。指定管理者として今後も県と一体となって市場発展のために今後も積極的に鋭意努力していきます。

④公平な利用の確保

市場では様々な関係者が活動しており、利害が対立することもあります。中立・公平・公正という当社の基本理念に基づき、どちらか一方に与することなく的確な判断を行い、問題・課題解決に当たります。また、当社は卸3者出資の組織ですが、この点においても同様の基本姿勢で臨みます。

⑤経費の効率化（節減）

民間会社としては当然一定の利益を追求する訳ですが、収入となる委託料が一定である以上経費の削減に努める必要があります。その努力の中で3分の2のインセンティブがあり、3分の1を県へ返納するということだと思います。

修繕の必要性・範囲、消耗品の必要性等を吟味し、見積り合わせの徴求、価格交渉等を徹底して行く方針です。経費の3割以上を占める外部委託費については、複数年契約だけでなく、業務に同一性があるものは業者の一本化を図り削減に努める考えです。

また、職員で出来ることは自ら実行し、修繕費や側溝清掃等の委託費の削減を図ります。その為には常日頃から職員が問題意識を持ち、知恵を出していくことが重要と考えています。

市場整備進展により特に新機能の設備については業者の専門化が進み施工業者に頼らざるを得ない状況が発生していますが、点検内容を吟味し対応していく考えです。

4年度はウクライナ戦争等様々な外部的要因により電気料金の高騰が発生しました。また付随して修理、点検資材についても調達の長期化と費用の増大という現象が発生しています。一指定管理者で対処することが難しい状況もあるなか県とも協議しながら経費削減の努力を図る方針です。

今後の市場整備の進展により、対象施設・設備が大きく変化して行く中で費用の見込みが非常に難しい面がありますが、適切な運営が図れるよう逐次県との協議に努めて参ります。

2－1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) 市場・漁港利用者が円滑に業務を行うための取組の考え方

日常業務での巡視の徹底、事象の早期発見、関係者とのコミュニケーションの向上に努め、迅速な対応により利用に支障がないよう注力することが重要と考えます。漁港の利用は水揚げ岸壁の確保と休けい用岸壁の確保が重要な取組みですが、市場の利用と同様関係者の協力を得ることが大事であると考えます。

(2) 利用者へ提供するサービスの向上に向けた取組の考え方

丁寧かつスピーディーな対応を行うことが基本です。利用の許可、使用料・利用料の徵収、データの検針等正確な事務を行うことが基本です。

2号上屋供用開始に伴いおさかなパーク併設され、利用申請の受付、許可業務が新たに加わりましたが、適切な運用が図られるよう注意対応します。

2－2 施設管理

(1)－1 施設設備の維持管理の考え方

基本は利用者の施設利用に支障が出ないように日々注意徹底することに尽きます。問題発生時には迅速に対応し早期解決を図り、時間がかかるようであれば経緯を説明する姿勢が大事であると考えます。この日々の積み重ねが安心安全な利用、施設設備の長期安定利用につながるものと考えます。安全面、衛生面、設備の機能面等に問題がないか確認励行し、関係者が快適で安全な利用が出来るよう配慮して行きます。「よく見て、聞いて、気付いて、報・連・相」をモットーに業務運営を図っています。

職員が常に問題意識を持って業務に取組み、組織としても情報の共有化を徹底し、先手を打って危険性の目を悩み、迅速な修繕対応にも努めます。

また、県との連携にも注力し、県との間でも情報の共有化を図り問題解決に当たりたいと考えます。高度衛生管理型市場を指向して行く中で、関係者及び県との連携は一層強化すべきと考えています。

(1)－2 清掃業務について具体的な提案

別紙2のとおり清掃委託業者と連携して衛生管理、環境美化に努めます。

(2)衛生管理・環境配慮（省エネルギーなど）の考え方

衛生管理については、巡回等において施設のハード面で問題がないか把握に努め、対処すべき案件は機敏に対応するよう努めます。ソフト面においては、利用者に問題行動がないか把握に努め、問題ある場合は注意指導を徹底して行きます。

市場整備のなかで新たな機能として次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウム溶液の使

用があります。メインの長靴洗浄槽については濃度の要求基準を満たすよう清掃業者と共に管理していますが今後も徹底していきます。また、次亜設備、手洗い設備、消毒器具等もメンテナンスに注意対応します。

環境配慮（省エネルギー）については、現在、まだ市場整備が進展中であり今後県とも連携協議するなかで検討していく方針です。

（3）外部委託の考え方

外部委託の業務内容は、仕様書に記載されている業務を遂行していきます。業者選定に当たっては見積り合わせにて選定します。複数年契約を基本とし、業務に同一性があるものは業者の一本化を図り委託料の削減に努めます。契約に当たっては仕様書の条件を確実に履行するよう徹底します。

委託の中でも市場清掃、特に土間の放水洗浄は高度衛生管理上重要な要素であり、業者任せにせず指定管理者においても点検、関係者の意見等に注意し対応します。

2－3 会館時間等

（1）市場の開場時間・休場日の考え方

産地市場の宿命かも知れませんが、現状24時間開放、休場日は65日程度の状況です。24時間開放はよくよく吟味しなければいけませんが、休場日については近年関係者から少ない、増やすべきとの声が強まってきています。他市場とは明らかに見劣りする状況にあり指定管理者としても増やす方向で会議を主催してきましたが、中々増やす方向に大きく舵を切れない状況が続いていました。6年度については3～4日程度増やす方向で議論を進めており一部を除いて大方の賛同を得ている状況です。水産業界全体の問題として労務環境の改善、新規雇用の確保等の面で深刻な問題を抱えており、せめて他市場並みの休場日にしていく必要があると考えています。

現在、県と連携して対応中ですがこの方向で鋭意努力していく考えです。

（2）境港おさかなパークの開館時間・休館日の考え方

この1年間、水産事務所とも連携しながら運用してきて利用者も増加傾向にあります。旧来の市場ではなかった施設であり会議室、研修室（大・小）、学習室、調理実習室と用途も多様であり、また広く利用が一般市民・団体に開放されています。その他、見学回廊、展示、水槽、展望デッキ等のフリーゾーンもあり来館者の姿もよく見かけるようになりました。

以上のような全体的な状況を踏まえると開館時間は現行でよいと考えます。

休館日は設定されていませんが、利用者サービスの向上という面のなかで土日の対応側の

体制もある程度考慮する余地もあるのではないかと考えます。

2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

該当となる事例は発生していませんが、策定している災害・防災マニュアルや消防計画等が形骸化しないよう職員の教育を徹底し、関係者との連携もさらに強化して行きます。

新聞報道、取引先パンフ、県からの注意喚起事例等を基に説明、社内回覧していますが、今後も巡回時及び作業時に職員の注意力を高めるよう指導していきます。

近年、大型貨物船の境水道航行や大型クルーズ旅客船の寄港が増大しており、事故防止の観点から管理組合と連携し関係漁業者への事前通知や時間的に競合しないよう協力要請文の配布を実施していますが、今後も連携し事故の未然防止に努めます。

台風については、海上保安部の台風・津波対策協議会員として情報提供を受け、関係者へ強風対策等の措置を講ずるよう要請していますが、今後も保安部、関係者等との連携を強化していきます。

境港市発行の津波防災ハザードマップを管理区域内主要箇所に貼付していますが、今後も注意喚起を図っていきます。

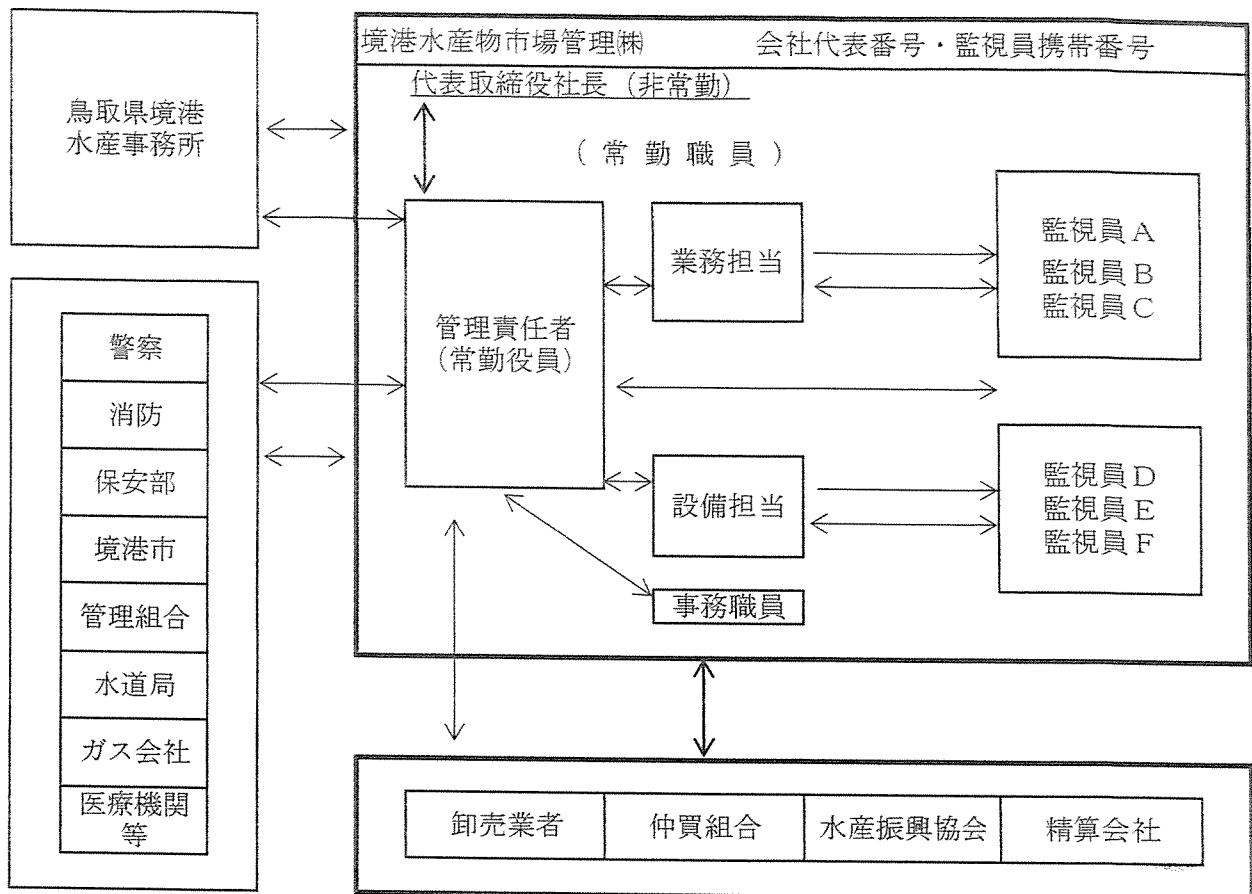
J-ALERT や AED についても適切な管理運営を図って行きます。AED については設置後年数が経っていますので講習会の開催を検討します。

市場整備工事に伴い工事車両が増大し、工事現場の囲いにより市場区域に余裕がない状態が発生していますが、工事業者とも連携し工事の動向把握に努め関係者への注意喚起を図っていきます。

今後も現在行っていることを着実に励行し管理区域の安全・安心向上に努めて参ります。

(2) 緊急時の体制・対応

社内の連絡体制及び県水産事務所との連絡体制を基に、利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等、万全な体制を構築するよう努めます。



(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

日常の巡視活動の中で設備に不具合がないか点検に努めると共に、利用者からの苦情・要望等については迅速な対応を心掛け、時間を要す場合は理由、経緯の説明を行い、トラブルとならないよう未然防止に努めます。情報の社内共有に努めケースによっては県へも速やかに報告し協議します。

2-5 個人情報保護等への対応

(1) 個人情報の保護への対応

鳥取県個人情報保護条例を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう管理し、施設の管理に関し知り得た情報は他に洩らさないよう職員の教育を徹底します。

個人情報に係る内部資料については厳重な管理を行い、外部持ち出しは禁止とします。また、不要となったものはシュレッダー処理とします。

(2) 情報の公開への対応

鳥取県情報公開条例の趣旨に則り県民の知る権利を尊重し、当社策定の情報公開規程に基づき県民の理解と信頼が確保できるよう適切に運用します。

2-6 施設利用の要望の把握、利用促進の考え方

日常的に、各役職に応じて関係者とのコンタクトを図り、要望の把握に努めます。把握した要望に対しては社内での情報の共有化を図り、取り得る対策を迅速に実行します。時間を要す場合は関係者の理解が得られるよう丁寧な説明を行うよう心掛けます。対応が難しい場合は県と速やかに協議し対策を講じます。

3 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

実施体制の考え方

関係者との連携も当然のことながら組織内においても意思の疎通を図り報連相を徹底し、公の施設を預かる者としてしっかりととした体制を構築していきます。

施設長の人選についての考え方

現管理責任者は卸売業者で2年の勤務後、平成21年より担当を担っています。今後も引き続き今までの経験を活かし更に内容のある業務活動ができるものと考えています。時期指定管理中には交代も予想されますが適格な後任者を選定していく方針です。

社長（1名）

管理責任者：専務取締役（1名）

業務担当（1名）

設備担当（1名）

庶務・経理担当（1名）

各種補助担当（1名）

監視員（6名）

(2) 職員の職種等

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務の内容	資格等	人件費（千円）
社長	代表取締役	非常勤	総括		924
管理責任者	専務取締役	24日	総括	防火管理者	7,697
業務責任者	正職員	22日	管理責任者補助、市場・漁港運営全般		4,463
設備責任者	正職員	22日	市場・漁港設備維持管理		4,004
事務職	正職員	22日	経理・庶務		3,851
事務職	正職員	22日	各種補助		3,137
監視員	非常勤	20日	市場・漁港の監視		17,673
計					41,749

(3) 日常の職員配置

1年365日、24時間、管理区域の運営管理を行います。

配置場所	職員配置の時間帯		職　名			
管理事務所	8:00	～	17:00	管理責任者	業務担当	設備担当　事務担当
管理事務所	5:00	～	15:00	監視員	日勤	1名
1号詰所	5:00	～	15:00	監視員	日勤	1名
7号詰所	5:00	～	15:00	監視員	日勤	1名
管理事務所	17:00	～	7:30	監視員	夜勤	1名
管理事務所	7:30	～	17:00	監視員	日勤	事務所休日　1名
管理事務所	7:30	～	17:00	監視員	日勤	事務所休日年 末年始12/31　1名
管理事務所	17:00	～	7:30	監視員	夜勤	～　1/4　1名

(4) 人材育成

朝礼、終礼等で日々の状況を把握し、職員相互の情報の共有化を図り問題点、課題の

把握に努め個々の業務水準の向上に努めます。経理等制度の見直しについては講習会等に積極的に参加し知識習得に努めます。適時、面接を実施し経営方針の徹底と意見聴取を図っていきます。

(5) 障がい者又は高齢者の雇用計画

現在、監視員については6名中4名を65歳以上で雇用しています。雇用条件面から60歳以上の応募者が多い結果ですが、今後についてもスキルある高齢者の雇用について積極的に考えていきます。

障がい者については当社の業務の性質上難しい面がありますが、どのような方策が取れるか検討していきたいと考えます。

4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

(提出期限の日から起算して3年前の日までの間)

[次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載すること。]

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、その他施設の維持管理・運営に関する法令

特にありません。

5 委託、工事請負の発注予定
 (1) 発注予定

市 場

(単位：千円) 税込

種 別	内 容	期 間	年度金額 (概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
清掃業務	1号、陸送、2号上屋	5年	22,000	県内	見積り合わせ	
	3・4・6・7号上屋	5年	7,000	県内	見積り合わせ	
	1号、陸送、2号上屋ト イレ・手洗い、	5年	7,500	県内	見積り合わせ	
	1号、陸送、2号上屋除 菌消毒	5年	1,000	県内	見積り合わせ	
	かにかご上屋	5年	2,500	県内	見積り合わせ	
	8号上屋	5年	7,000	県内	見積り合わせ	
		計	47,000			
	排水槽	1年	11,000	県内	指名	
	側溝	1年	2,000	県内	指名	
	し尿浄化槽	5年	800	県内	見積り合わせ	
	特別清掃業務	1年	500	県内	指名	
	貯水槽	5年	250	県内	見積り合わせ	
	市場一般廃棄物処分	5年	1,100	県内	見積り合わせ	
	産業廃棄物処分	1年	600	県内	指名	
		計	63,250			
	浄化槽維持管理業務	5年	500	県内	見積り合わせ	
	自家用電気工作物保守管理業務	5年	1,700	県内	指名	
	冷暖房設備保守整備業務	5年	600	県内	見積り合わせ	
	消防用設備点検業務、防火対象物定	5年	650	県内	見積り合わせ	
施設設備保守管理業務	エレベーター点検	1年	1,000	県外	指名	施工業者限定
	流動海水氷保守管理業務	5年	6,600	県外	指名	施工業者限定
	氷販売機保守管理業務	5年	600	県内	指名	
	活魚水槽点検	1年	2,100	県内	指名	
	冷蔵庫点検	1年	300	県外	指名	施工業者限定
	フォークリフト点検	1年	150	県内	指名	
	電解ジア生成システム点検	5年	7,000	県内	指名	
	供給施設保守点検業務(7月)	1年	1,600	県内	見積り合わせ	
	取水施設保守点検業務(4月)	1年	2,000	県外	指名	施工業者限定
	送水施設保守点検業務(3月)	1年	500	県内	指名	
施設設備保守管理	集塵機点検	1年	150	県外	指名	施工業者限定
	セキュリティゲート保守点検	1年	400	県外	指名	施工業者限定
	施設設備保守管理	計	25,850			
	ネズミ防除業務	5年	700	県内	見積り合わせ	
公害防止施設	防虫業務	5年	300	県内	見積り合わせ	
	公害防止施設	1年	4,000	県内	指名	
		計	94,100			

漁 港

休けい用岸壁清掃	5年	600	県内	見積り合わせ
漁港緑地管理業務	5年	600	県内	見積り合わせ
自家用電気工作物保守管理業務	1年	600	県内	見積り合わせ
休けい用岸壁一般廃棄物処分	5年	150	県内	見積り合わせ
側溝清掃	1年	2,000	県内	指名
臨港道路管理パトロール業務	5年	500	県内	指名
除雪業務	1年	2,000	県内	指名
	計	6,450		

市場・漁港 合計 100,550

負担金等

汚水処理施設管理 分担金	21,000
汚水処理施設管理 使用料	10,500
廃発泡スチロール処理	1,800
	計 33,300

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センターへの委託の発注予定

(1) の発注予定業務の中でその一部を発注する方策を検討します。

6 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、事業主は、一定の割合（法定雇用率）の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.3%が適用されており、常用労働者数43.5人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(平成25年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が43.5人未満の事業者であり、

障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。
(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画の推進

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）により認定された事業所

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

男女共同参画推進企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

男女共同参画推進企業の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）

※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認定を受けることが義務付けられます。

男女共同参画推進企業に認定されていない。

- その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。 (認定証等の写しを添付すること。)

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS) I種又はII種規格認証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS)

: 鳥取県版環境管理システム審査登録要綱 (平成19年7月9日施行) により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEAS I種及びII種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

ISO14001 又は TEAS I種規格又は II種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。 (登録証等の写しを添付すること。)
- ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS) I種又はII種規格の認証手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。 (認証手続き中であることを証する書類を添付すること)。

※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認定を受けることが義務付けられます。

- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。 (登録証等の写しを添付すること。)

(4) あいサポート企業等の認定等

(注) あいサポート企業等

: あいサポート運動実施要項 (平成23年4月1日第201100000830号) により認定された企業又は団体。

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付して下さい]

- あいサポート企業等に認定されている。 (認定証の写しを添付すること)
- あいサポート企業等の手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。 (認証手続き中であることを証する書類を添付すること)。

※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認定を受けることが義務付けられます。

- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

7 その他の計画等

（特記すべき事項があれば記入してください。）

現5年間の指定管理期間中、一気に高度衛生管理型市場の整備が進みました。ハード面では、管理範囲、管理対象物が大幅に増えたこと、ソフト面では、高度衛生管理に伴う各種ルールの整備や事務処理の増加、更に特殊要因としての新型コロナウイルス感染症拡大等により、人員面で非常にタイトな状況が発生しました。今後はより円滑な業務運営を推進するためにも人員増を図る方針です。

高度衛生管理型として建物や設備は充実してきましたが、旧来の岸壁の状況、漁労者の休けい用岸壁のあり方、漁港の利用方法等、改善すべき課題も残っており、県及び関係者と協議していきたいと考えています。

場所/清掃区分		主な実仕上げ	日常清掃										定期清掃								
			床面			什器・器具			衛生設備				床			道具・外壁・窓明・空調					
施設 1・2号上屋 共	上塗・床壁(手洗い衛生設備含む)	塗装・モルタル	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	1/週	毎日	毎日	1/月	-	-	2/年	2/年	2/年	1/年			
	1階トイレ	※タイル	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-							
	1階休憩室・監視員室・前室	※ビニール床・コンクリート	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-							
	境内関係者用階段	※塗床	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-	-	-	-							
2号上屋	ピロティ・玄関・階段・EVホール	※タイル・ビニール床	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-	-	2/年	-	2/年	2/年	1/年				
	展示ホール・休憩スペース・エントランスホール・廊下	※ビニール床	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-	-	2/年	-							
	エレベーター	-	毎日	每日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-	-	-	-							
	会議室・研修室(大小)	※カーペット	利用後	利用後	-	利用後	利用後	利用後	利用後	利用後	-	-	-	-							
	調理実習室(調理器具・金器等含む)	※ビニール床	利用後	利用後	利用後	利用後	利用後	利用後	利用後	利用後	利用後	-	2/年	-							
	おさかな学習室	※ビニール床	利用後	利用後	利用後	利用後	利用後	利用後	利用後	利用後	-	-	2/年	-							
	テラス	※複合木材デッキ	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-	-	-	-							
	2階トイレ	※ビニール床	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	2/年	-							
	事務室	※カーペット	毎日	毎日	-	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	1/年							
	喫煙スペース	※塗膜防水	毎日	毎日	-	毎日	毎日	毎日	-	-	-	-	-	2/年							
3号上屋・岸壁 4号上屋・岸壁 5号上屋・岸壁 6号上屋・岸壁 7号上屋・岸壁 7号上屋トイレ 電気ポンプ室棟トイレ	ベランダ	※塗膜防水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2/年	2/年	2/年	-				
	3号上屋・岸壁(手洗い衛生設備含む)	モルタル	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	1/月	-	-							
	4号上屋・岸壁(手洗い衛生設備含む)	モルタル	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-							
	かにかご上屋・岸壁(手洗い衛生設備含む)	塗装・モルタル	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	1/月	-	-							
	5号上屋・岸壁(手洗い衛生設備含む)	モルタル	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-							
	6号上屋・岸壁(手洗い衛生設備含む)	モルタル	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-							
	トラックスケール	モルタル	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-							
	7号上屋・岸壁(手洗い衛生設備含む)	モルタル	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	1/月	-	-							
	7号上屋トイレ	モルタル	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-							
	電気ポンプ室棟トイレ	タイル	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	-	-	-							
外構	屋上駐車場	コンクリート	2/月	2/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	道路及び駐車場	アスファルト	2/月	2/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	電気室付近	アスファルト	2/月	2/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	合同字舎場	アスファルト	1/月	1/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	トラック待機場	アスファルト	2/月	2/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
休憩半島		モルタル(コンクリート)	○場所掃除とゴミ収集 2/月																		
区域内構部分		-	○草の抜き取り及びその処理 3/年																		

(様式3)

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称 (境港水産物市場管理株式会社)

1	委託業務に必要な委託料	6年度	185,776,000	円/年
		7~ 10年度	193,257,000	

2 上記委託料に伴う収支計算書 (単位:千円)

区分		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	備考
収入項目	県からの委託料	185,776	193,257	196,611	193,257	193,257	
収入合計 (A)		185,776	193,257	196,611	193,257	193,257	
支出項目	人件費(常勤職員)	24,076	24,800	25,500	25,800	25,800	
	人件費(非常勤職員)	17,673	18,200	18,600	18,800	18,800	
	消耗品費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	光熱水費	4,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	修繕費	5,500	7,000	7,500	7,500	7,500	
	通信運搬費	500	600	600	600	600	
	委託費	94,100	97,800	100,700	97,800	97,800	
	分担金等	33,300	33,300	33,300	33,300	33,300	
支出合計 (B)		185,776	193,257	196,611	193,257	193,257	
差額 (A) - (B)		0	0	0	0	0	

(注) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(様式3)

境漁港の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称 (境港水産物市場管理株式会社)

1 委託業務に必要な委託料 6年度	6,930,000	円/年
7~ 10年度	6,930,000	

2 上記委託料に伴う収支計算書 (単位:千円)

区分		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	備考
収入項目	県からの委託料	6,930	6,930	6,930	6,930	6,930	
収入合計 (A)		6,930	6,930	6,930	6,930	6,930	
支出項目	旅費						
	消耗品費	530	530	530	530	530	
	光熱水費						
	修繕費	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200	
	委託費	5,100	5,200	5,200	5,200	5,200	
支出合計 (B)		6,930	6,930	6,930	6,930	6,930	
差額 (A) - (B)		0	0	0	0	0	

(注) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。